

# 中小企業向けメニューについて

- 経済産業省
  - 中小企業成長加速化補助金
  - 中堅等大規模投資補助金
  - デジタル化・AI導入補助金
  - 事業承継・M&A補助金
  - 小規模事業者持続化補助金（通常枠、共同・協業型、創業型）
  - ものづくり補助金
  - 新事業進出補助金
  - 省力化投資補助金（カタログ型、一般型）
- 厚生労働省
  - 業務改善助成金
  - キャリアアップ助成金
  - 働き方改革推進助成金
  - 人材開発支援助成金
  - 人材確保等支援助成金
  - 特定求職者雇用開発助成金
  - 早期再就職支援等助成金
  - 産業雇用安定助成金
- 環境省
  - 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（うち、既存建築物のZEB化普及促進支援事業）
  - 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
  - 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

# 經濟産業省

地域の持続的賃上げ、飛躍的成長を目指す中堅・中小企業の設備投資を補助します！

# 中小企業成長加速化補助金

## 中堅等大規模成長投資補助金

📄 事業目的※詳細は裏面

### 中小企業成長加速化補助金

売上高 100 億円超を目指して、大胆な投資を進めようとする中小企業の取組を支援することを目的。

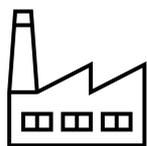
最大5億円補助、補助率1/2

### 中堅等大規模成長投資補助金

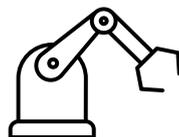
地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的。

最大50億円補助、補助率1/3

📄 活用イメージ



工場、物流拠点  
などの新設・増築



イノベーション創出  
に向けた設備の導入

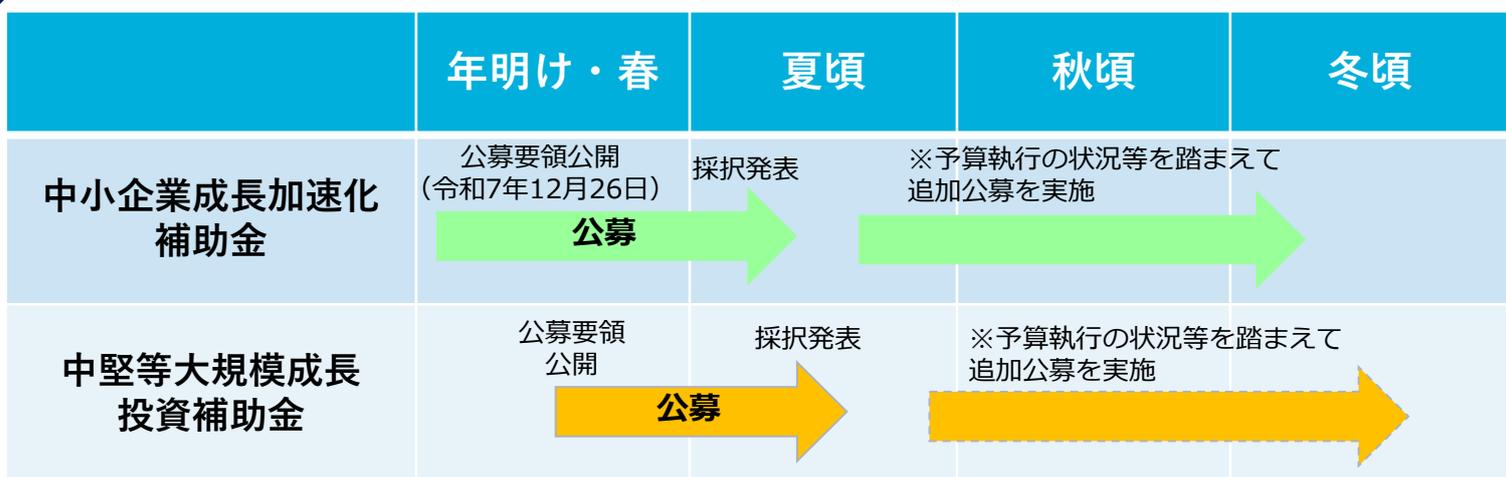


自動化による  
革新的な生産性向上

# 補助事業概要

項目	中小企業成長加速化補助金	中堅等大規模成長投資補助金	
		(100億宣言企業)	※今後、公募開始までに変更となる可能性があります。 詳しくは公募要領をご確認ください。
補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業	中堅・中小企業 (常時使用する従業員が2,000人以下の会社等)	
補助率	1/2	1/3	
補助上限額	5億円	50億円	
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内	交付決定日から最長で令和10年12月31日まで	
補助事業の要件	①「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上)	①「100億宣言」を行っていること ② 投資額15億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上)	① 投資額20億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ② 賃上げ要件(調整中)
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※詳しくは公募要領をご確認ください。		

## 今後のスケジュールの見通し



※あくまでも現時点の見通しのため、詳細は各補助金のHPをご確認ください

## お問い合わせ先(各補助金の詳細は事務局HPをご覧ください)

中小企業成長加速化補助金  
お問い合わせフォーム

詳細はこちら



事務局連絡先: 0570-07-4153  
(IP電話等からのお問い合わせ: 03-4446-4307)  
受付時間 平日10時~17時(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

中堅等大規模成長投資補助金  
サポートセンター

準備中

# 「デジタル化・AI導入補助金」で IT導入・DXによる生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

## 通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

## 複数社連携IT導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

## インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

## インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

## セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



<活用イメージ・補助率等> ※内容は変更となる可能性があります

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象）			クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）（※1）
補助額	・ITツールの業務プロセスが1～3つまで：5万円～150万円 ・4つ以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者(※2)：2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4（小規模事業者：4/5） 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 令和6年10月から令和7年9月の間で3か月以上、令和7年度改定の地域別最低賃金未満で雇用していた従業員数が全従業員の30%以上であることを示した事業者。

<補助金の活用例>

通常枠

・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出勤してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ!**

インボイス枠

・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

サービス等生産性向上IT導入支援事業  
事務局ポータルサイト

準備が整い次第、速やかに公募を開始。  
※詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください



# 「事業承継・M&A補助金」

で中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、  
事業承継に際しての設備投資や、  
M & A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

## 事業承継促進 枠

- 5年以内に親族内承継、従業員承継等を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助します

## 専門家活用 枠

- M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します
- 小規模事業者向けの類型を新設します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

## PMI推進 枠

- M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

## 廃業・ 再チャレンジ 枠

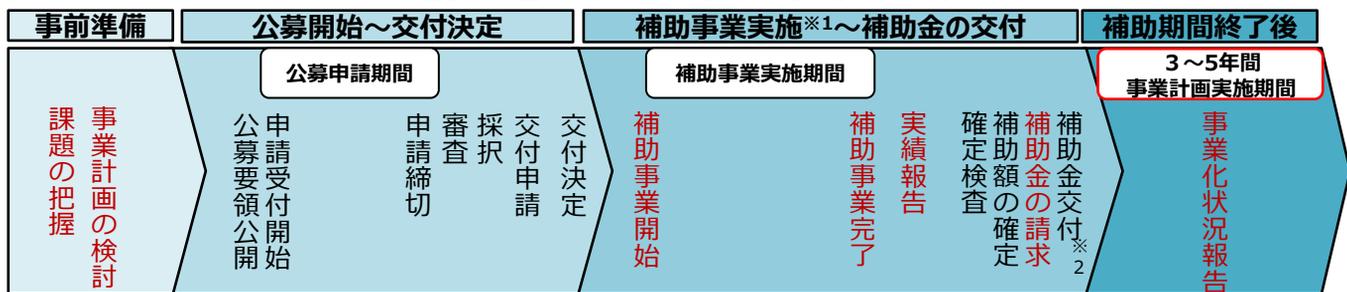
- 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費・土壌汚染調査費等）を補助します

※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・PMI推進枠と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和7年度補正の予算案成立が前提であり、内容が変更になることがございます。

# 事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

## 支援枠の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継、従業員承継等を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	<b>800～1,000万円</b> ※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型： <b>600～800万円</b> ※1、 <b>2,000万円</b> ※2 売り手支援類型： <b>600～800万円</b> ※1、 小規模売り手支援類型： <b>450万円</b> ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型： <b>150万円</b> 事業統合投資類型： <b>800～1,000万円</b> ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	<b>300万円</b> ※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	<b>1/2、2/3</b> ※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者等に該当する場合：2/3	買い手支援類型： <b>1/3・1/2、2/3</b> ※1 売り手支援類型： <b>1/2、2/3</b> ※2 小規模売り手支援類型： <b>2/3</b> ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型： <b>1/2</b> 事業統合投資類型： <b>1/2、2/3</b> ※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者等に該当する場合： 2/3	<b>1/2、2/3</b> ※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費 等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費 等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、土壌汚染調査費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

### スケジュール

準備が整い次第、速やかに公募を開始。  
※決定次第、ポータルサイトに掲載いたします。

ポータルサイトは  
こちらからご確認ください



販路開拓等に取り組む皆様へ

令和7年度補正予算

## 「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

## 【事業目的】

小規模事業者\*等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

\* 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

## 【補助上限】

50万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

## 【補助率】

2 / 3

(貸金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3 / 4)

## 【第19回公募スケジュール】

公募要領公開：調整中（1月頃公開予定）

申請受付開始：未定

申請受付締切：未定

## 【関連融資制度】



補助対象経費総額

自己負担

持続化補助金  
補助率  
2 / 3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度  
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

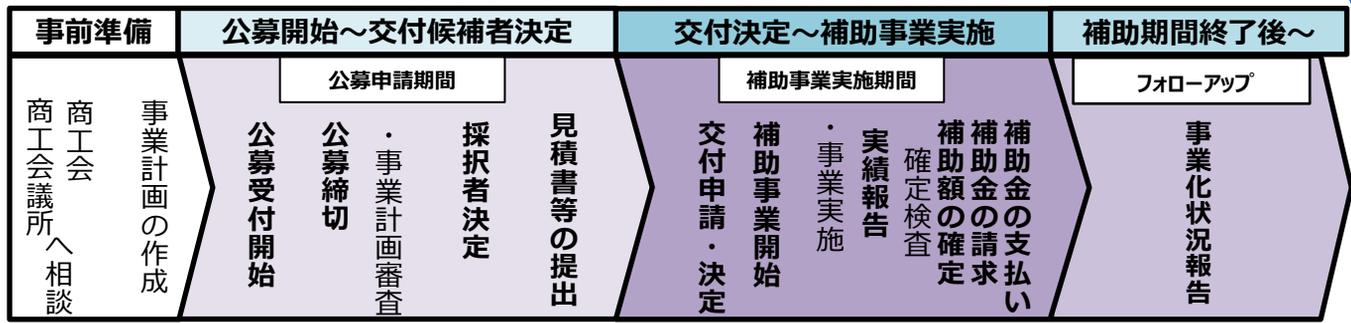
◎ 限度額：2,000万円

※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例. 最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

# 事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

## 概要

補助率	2 / 3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に <b>50万円</b> を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に <b>150万円</b> を上乗せ

### 【特例要件】

- **インボイス特例** ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- **賃金引上げ特例** ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

### 【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費  
 ※詳細については変更となる可能性がございます。

### 活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練された**パッケージデザイン**や**リーフレット**を作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

### 活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに**看板を設置**。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。

事務局HP :



[商工会地区HP](#)



[商工会議所地区HP](#)



[Biz ID  
取得](#)

販路開拓を支援する機関の皆様へ

## 令和6年度補正予算

## 「小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）」

地域振興等機関が主体的・中心的な役割を担い、  
参画事業者の商品・サービスの改良やブランディング支援に加えて、  
販路開拓の機会の提供を行う取組を支援します

## 【事業概要】

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関（以下「地域振興等機関」）が、小規模事業者※（以下「参画事業者」）を集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援。

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、  
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

## 【補助上限】

5,000万円

## 【補助率】

参画事業者は2/3、地域振興等機関は定額

## 【補助対象】

会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、  
広報費、旅費 など

## 【第2回公募スケジュール】

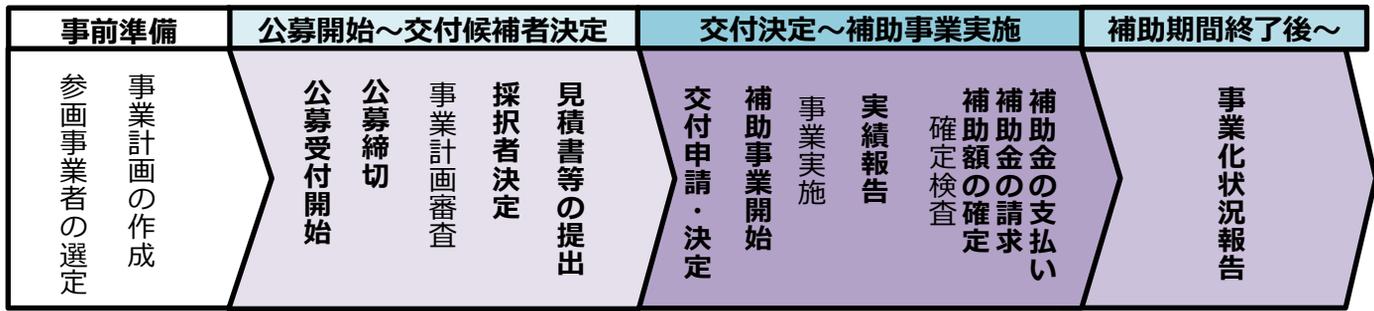
公募要領公開：2025年12月23日（火）

申請受付開始：2026年1月16日（金）

申請受付締切：2026年2月27日（金）

※第3回公募以降、令和7年度補正予算を活用

# 事前準備から事業終了までの流れ



- ※申請者は地域振興等機関となります。参画事業者（10社以上）を集めて申請を行って下さい。
- ※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

## 【地域振興等機関とは】

- 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関であり、次の①から④のいずれかに該当する機関を指す。
- ①商工会法、商工会議所法に基づき設立された法人
- ②中小企業等協同組合法に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ③商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織
- ⑤地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

## 【参画事業者とは】

- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律で定める小規模事業者に該当する者。

## 【本事業における取組】

- **①展示会・商談会の取組**  
商談目的の展示会・商談会（主催または他者主催への出展）で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。
- **②催事販売型の取組**  
支援する参画事業者の商品・サービスの物販会や即売会（主催または他者主催への出展）により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。
- **③マーケティング拠点の取組**  
支援する参画事業者の商品・サービスの想定ターゲットを明確化し、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

[持続化補助金（共同・協業型）事務局HP](#)：



**BizID  
取得**

販路開拓等に取り組む創業者の皆様へ

令和7年度補正予算

## 「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後1年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

## 【事業目的】

創業後1年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、  
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

## 【補助上限】

200万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

## 【補助率】

2 / 3

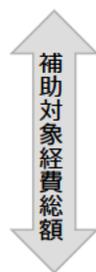
## 【第3回公募スケジュール】

公募要領公開：調整中（1月頃公開予定）

申請受付開始：未定

申請受付締切：未定

## 【関連融資制度】



自己負担

持続化補助金  
補助率  
2 / 3

補助対象経費の資金調達に活用できる融資制度  
「新規開業・スタートアップ支援資金」

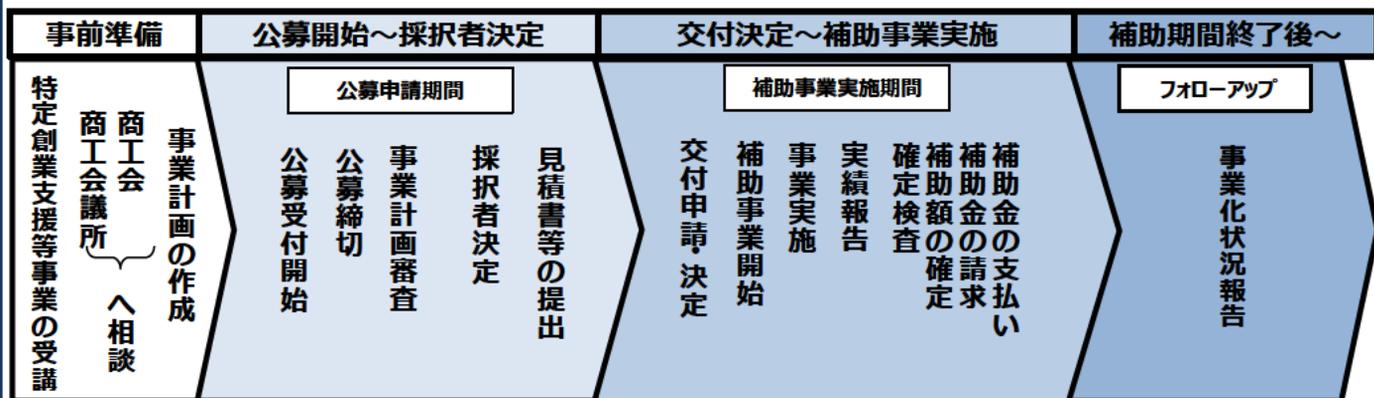
◎ 限度額：7,200万円

◎ 返済期間：設備資金 20年以内  
運転資金（原則）10年以内

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

詳しくは、お近くの日本政策金融公庫にお問い合わせください。

## 事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

### 申請要件

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「**特定創業支援等事業による支援**」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去1か年の間であること。

※創業後、事業開始前の事業者も対象となります。また、申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

### 特例要件

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

### 対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費  
 ※詳細については変更となる可能性があります。

### 活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

地域食材を活用したレストランを開業。**店舗改装**及び**インターネット・SNS広告**を行うことで、多様な顧客層獲得による売上向上を図る。

### 活用事例②

金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

[持続化補助金（創業型）事務局HP](#) :



[BizID取得](#)



令和6年度補正予算

ものづくり

商業サービス

生産性  
向上  
促進

補助金

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた  
新製品・新サービスの開発に必要な  
設備投資等を支援します！

補助上限額  
最大4,000万円

補助率  
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠  
製品・サービス開発の取組を支援

グローバル枠  
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば…  
最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

たとえば…  
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



# 事業概要

## 予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

## 基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

① **付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加**

② **1人あたり給与支給総額の年平均成長率が**

事業実施都道府県における最低賃金の**直近5年間の年平均成長率以上**又は

**給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加**

③ **事業所内最低賃金**が事業実施都道府県における最低賃金**+30円以上の水準**

④ 次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画を公表**等（従業員21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、**事業成果を確認**します。  
※基本要件等が未達の場合、**補助金返還義務**があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	

**大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。**

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準  
※各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者については適用不可。

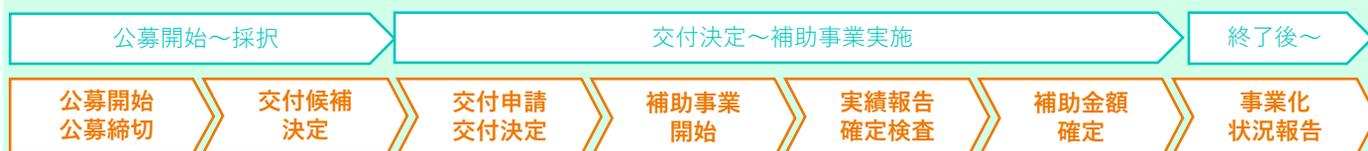
※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、**補助金返還義務**があります。

**最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。**

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上改定後の地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

※小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除きます。

## 事業の流れ



今後のスケジュール：準備ができ次第、23次公募を実施予定  
次年度以降については、新事業進出・ものづくり補助金として公募を予定

お問い合わせはものづくり補助金事務局サポートセンターまで

受付時間 10:00～17:00（土日祝および12/29-1/3を除く）

電話 050-3821-7013

メール 公募要領について : kakunin@monohojo.info

電子申請システムについて : monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

本補助金の詳細は  
事務局HPをご覧ください

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/otoiawase.html>

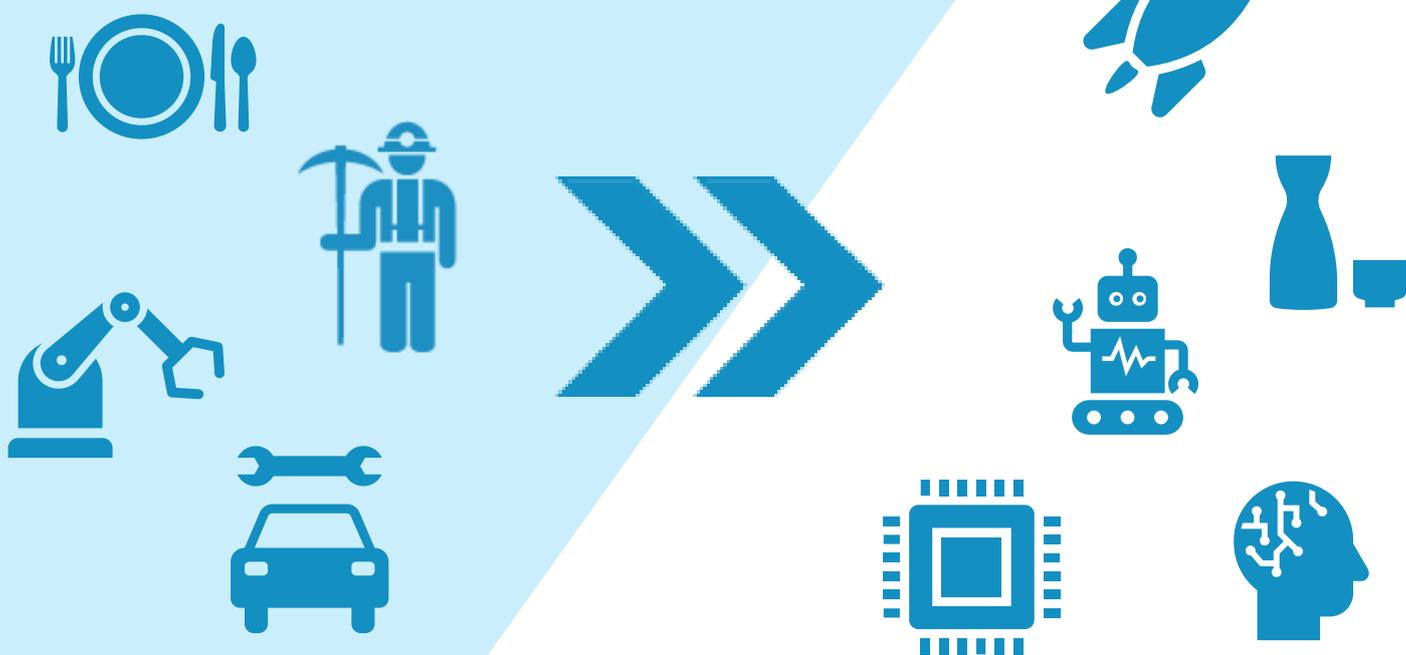
ものづくり補助金  
総合サイト



新規事業への進出により、  
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

# 中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

## 【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



経済産業省

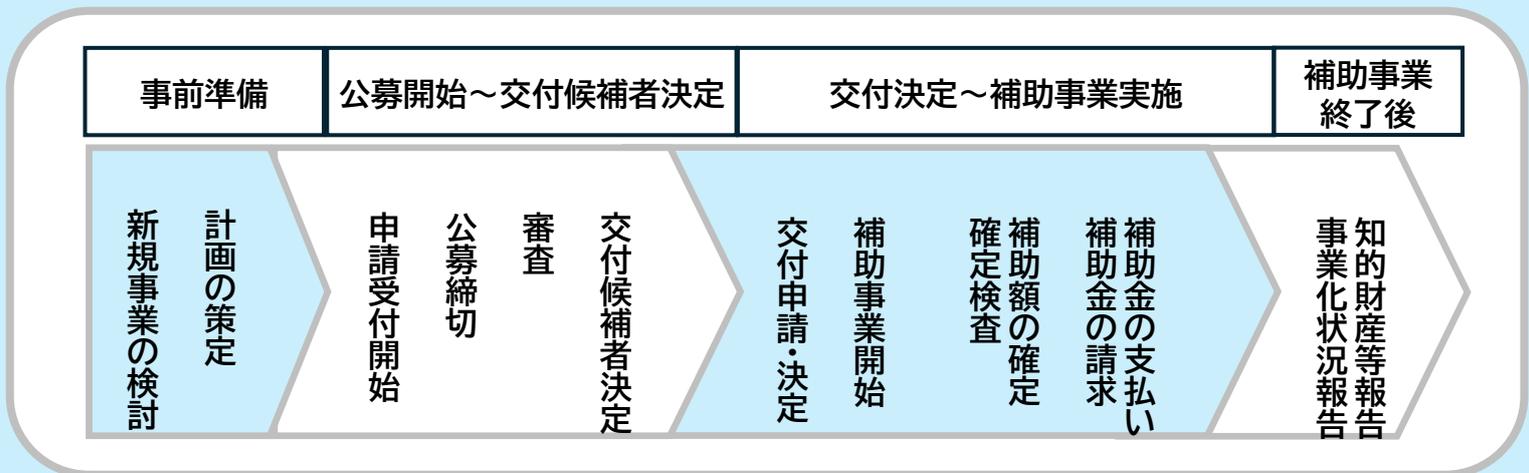


Be a Great Small.  
中小機構

## 【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円)  ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業計画期間において①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乘せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること)  ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加してないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

## 【事業スキーム】



問い合わせ先

新事業進出補助金事務局 (コールバック予約システム)  
<https://shinjigyoun.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。  
 ※ 今後のスケジュール: 準備ができ次第、第4回公募を実施予定。次年度以降については、新事業進出・ものづくり補助金として公募を予定。

簡易で即効性のある  
省力化投資に

# カタログ注文型

随時申請  
受付中

補助率  
1/2以下

補助上限額  
最大1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の選択肢が広がり、  
より使いやすくなりました!

販売事業者数 **2,000超**

補助対象  
(カタログ掲載)  
製品の  
カテゴリ例 ▶  
**どんどん追加中!**



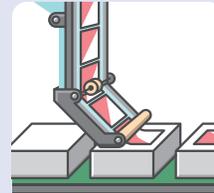
清掃ロボット



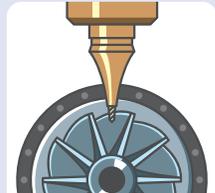
券売機



無人搬送車 (AGV・AMR)



オートラベラー



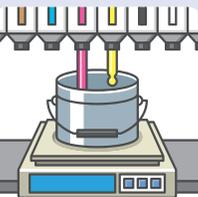
5軸制御マシニングセンタ



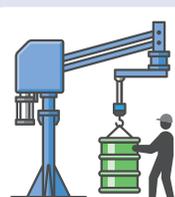
スチームコンベクションオープン



測量機



印刷用インキ自動計量装置



バラサ装置

サービス業から  
製造業まで、  
様々な業種  
向けの製品を  
ラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換  
えであっても申請可能です。

登録  
カテゴリ数  
**100超**  
(製品数  
1,300超)  
※2025年9月現在

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が  
さらに活用しやすくなりました!

# 中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な  
設備やシステムが導入できる

一般型 [公募回制]

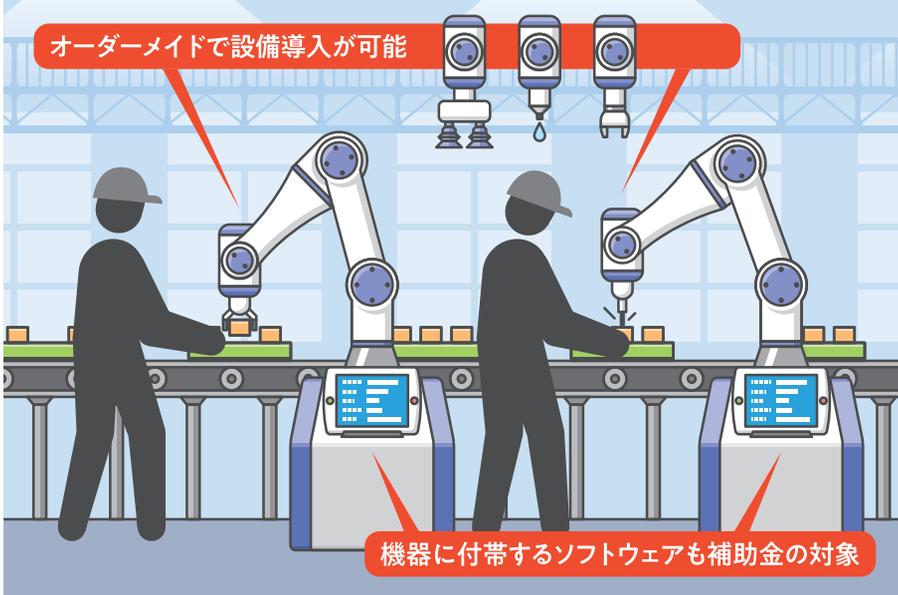
補助率

中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額

最大1億円

オーダーメイドで設備導入が可能



機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、  
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連  
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.  
中小機構

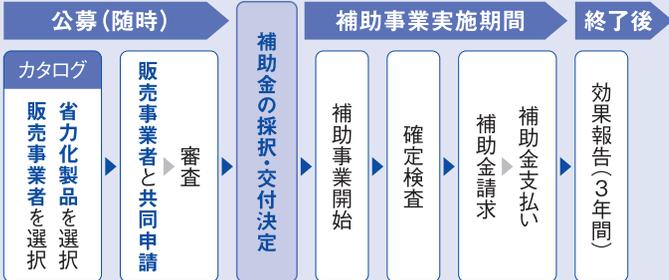
# カタログ注文型

随時申請  
受付中

## ● 補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3% 向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

## ● 申請から事業完了までの流れ



## ● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

### 補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります  
※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

# 一般型

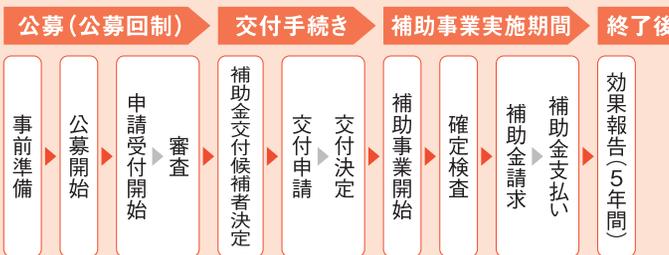
公募回制

## ● 補助対象となる事業

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4% 向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

- 基本要件**
- 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
  - 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%(日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%)以上増加
  - 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
  - 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。
- ※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。※3~5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。  
※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

## ● 申請から事業完了までの流れ



## ● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

### 補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①1人当たり給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準  
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

### 補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上~2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。  
※小規模・再生事業者は除く。

**カタログ注文型・一般型**それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。**カタログ注文型・一般型**は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから  
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで  
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**  
IP電話などから **03-4335-7595**

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。  
詳しくは上記ホームページをご確認ください。

カタログ注文型 **省力化製品に関わる工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま**  
カタログ登録サポートセンター **03-6746-1530**  
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く)  
※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

# 中小企業 省力化投資補助金

簡易で即効性のある省力化投資に

## カタログ注文型

随時申請  
受付中

補助率  
1/2以下

補助上限額  
最大 1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の選択肢が広がり、  
より使いやすくなりました!

販売事業者数 **2,000超**

**販売事業者も募集中!**

裏面記載のホームページから  
「販売事業者」登録申請が可能です。

補助対象  
(カタログ掲載)  
製品のカテゴリ

**どんどん追加中!**

※一部の省力化製品は、置き換え  
であっても申請可能です。



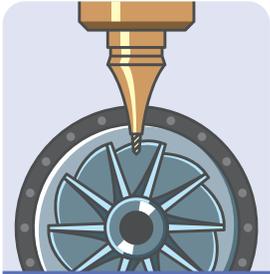
清掃ロボット



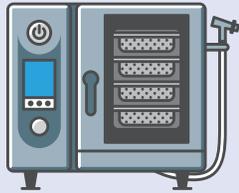
券売機



無人搬送車 (AGV・AMR)



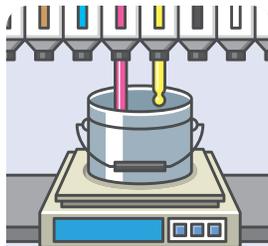
5軸制御マシニングセンタ



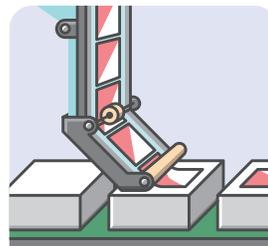
スチームコンベクションオーブン



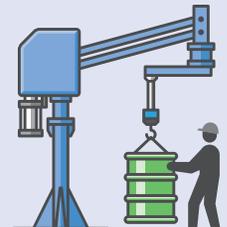
測量機



印刷用インキ自動計量装置



オートラベラー



バランス装置

## サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ!

### 【主に非製造業を対象とした製品カテゴリ】

【清掃・配膳ロボット、バックヤード業務サポート】清掃ロボット/配膳ロボット/飲料補充ロボット 【店舗・施設向けセルフ対応型機器】券売機/自動精算機/自動チェックイン機 【店舗・施設向けバックヤード業務サポート】入出金機 【厨房サポート】スチームコンベクションオーブン/自動フライヤー 【セルフ式ガソリンスタンド向け】タブレット型給油許可システム 【自動車整備】自動調色システム/自動車向け溶接機(スポット溶接機)/自動車向け溶接機(パルス制御溶接機) など 【美容機器】美容ライト脱毛機器/美容トリートメント機器 【店舗・施設向け販売情報表示支援システム】電子棚札システム 【店舗・施設向けデジタル映像システム】デジタル映写システム(デジタルシネマプロジェクター・デジタルシネマサーバー)

### 【非製造業・製造業を対象とした製品カテゴリ】

【食品機械】食品包覆機(食品包あん機、餃子成型機等)/食品スライサー/カッター/パン等発酵生地分割まるめ機 【物流システム機器】無人搬送車(AGV・AMR)/検品・仕分システム/自動倉庫 など 【印刷機械、紙加工関連機械】デジタル紙面色校正装置(グラビア・紙器/パッケージ用デジタルブルー)印刷用紙高積装置/印刷用インキ自動計量装置 など 【廃棄物分離回収】近赤外線センサ式プラスチック材質選別機 【荷移動・運搬サポート】バランス装置 【ラベル貼り付け】オートラベラー

【測量機器】測量機(自動視準・自動追尾機能付き高機能トータルステーション)/地上型3Dレーザースキャナー/GNSS測量機(RTK) 【高機能建設機械】マシンコントロール・マシンガイドシステム機能付ショベル/チルトローテータ付ショベル 【解体機】シンダーコンクリート解体機 【建設現場作業】建設現場作業ロボット(鉄筋組立作業ロボット)/鉄筋自動曲装置 【製造業・整備業等向けバックヤード業務サポート】物品貸出管理機 【労働負担軽減デバイス】パワーアシストスーツ 【伝票処理・検品支援システム】仕分検印機能付きシートリーダー/RFIDによる一括読み取りシステム

### 【主に製造業を対象とした製品カテゴリ】

【プレス・板金加工用機器】一本バー搬送ロボット/プレス用多関節ロボット/鍛圧・板金加工用バリ取り装置 など 【鑄造用機器】鑄物用自動バリ取り装置/鑄造用自動注湯機/鑄造用プラスト装置 など 【非破壊検査装置】インライン非破壊検査装置(内部不良検査)/インライン非破壊検査装置(外部不良検査) 【工作機械】5軸制御マシニングセンタ/複合加工機/ツールプリセッター など 【プラスチック機械】原材料自動計量混合搬送装置 【表面処理】蛍光X線膜厚測定器 【縫製機械】自動裁断機/自動つま先縫製機能付き丸編み靴下編機 【精密測定・品質管理機器】CNC三次元測定機/自動画像測定機

※2025年9月現在

登録  
カテゴリ数  
**100超**  
製品数  
**1,300超**

**中小企業省力化投資補助金とは、** 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.  
**中小機構**

# 中小企業 省力化投資補助金 カタログ注文型

補助率  
1/2以下

補助上限額  
最大 1,500万円

## ● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画<sup>※1</sup>に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件<sup>※2</sup>を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

## ● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

## ● 申請から事業完了までの流れ



**販売事業者も募集中!** 下記ホームページから「販売事業者」登録申請が可能です。

※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。※2. 購入した製品の売却や転用、破棄などには制限が課され、残存簿価相当額などを返納いただく必要があります。※3. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場合があります。※4. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから  
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**

IP電話などからの  
お問い合わせ **03-4335-7595**

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く)

※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

カタログ注文型 省力化製品に関わる工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録サポートセンター

**03-6746-1530**でのご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く)

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

# 中小企業 省力化投資補助金

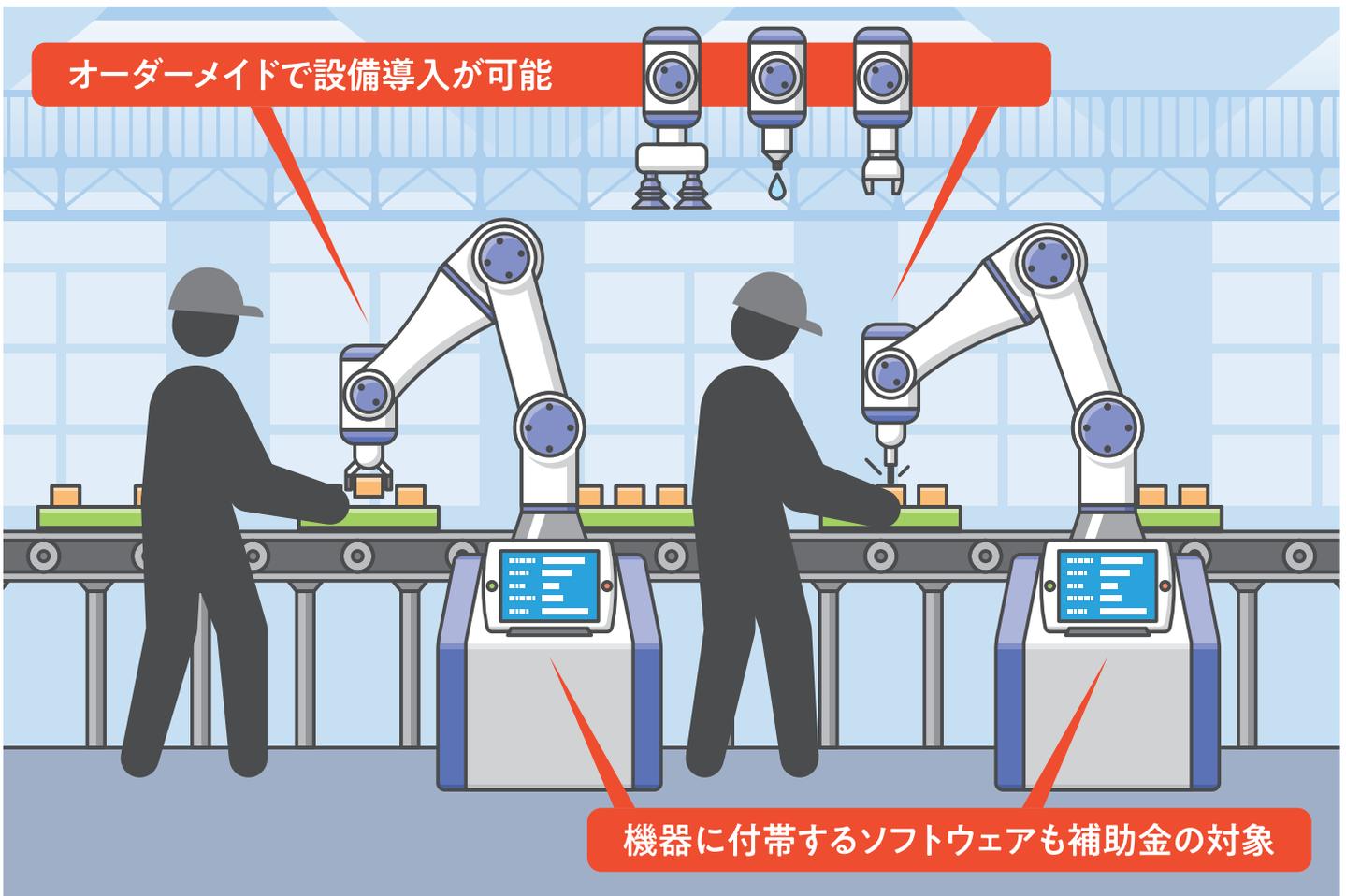
事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

一般型 公募回制

補助率  
中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額  
最大 **1億円**

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。



例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

**中小企業省力化投資補助金とは、** 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.  
中小機構

# 中小企業 省力化投資補助金 一般型

補助率  
中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額  
最大 1億円

## ● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

- 基本要件**
- ① 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
  - ② 1人当たり給与と支給総額の年平均成長率が3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加
  - ③ 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
  - ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など（従業員数21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。 ※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。  
※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

**その他要件**

- ① 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
- ② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
- ③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
- ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画を策定すること。

※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

## ● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名	小規模・再生 2/3	3,000万円	4,000万円
51～100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

### 補助上限額がアップする 【大幅賃上げ特例】の適用要件

- ① 1人当たり給与と支給総額の年平均成長率+6%以上増加
- ② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引上げ特例事業者は除く。 ※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

### 補助率が2/3にアップする 【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

※小規模・再生事業者は除く。

## ● 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

**0570-099-660**

IP電話などからのお問い合わせ

**03-4335-7595**

● 受付時間：9:30～17:30 / 月曜～金曜（土・日・祝日除く）

※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

簡易で即効性のある省力化投資に「**カタログ注文型**」もご活用ください！  
————— カタログから選んだ汎用製品を導入 —————

# 厚生労働省

# 令和7年度予算における「賃上げ」支援助成金パッケージ

事業主の皆さまへ

## 賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

### 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

**NEWS** 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

**活用のポイント** 賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

### キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

**活用のポイント** 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

### 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

**活用のポイント** 労働時間削減等の取組(賃上げ)＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合  
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算  
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

### 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

**活用例** 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合  
※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

**活用のポイント** 職業訓練＋経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります)。

### 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の仕事負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

**活用例** 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円(40万円)
②諸手当等制度	
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円(20万円)
⑤健康づくり制度	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

**活用のポイント** 雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。  
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

### より高い処遇への労働移動等への支援

#### 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年齢層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就業経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

#### 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

#### 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型志向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

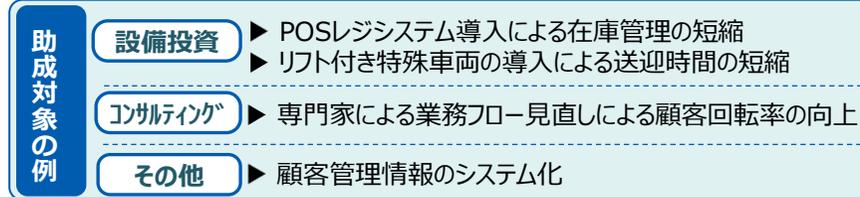
厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nitsute/bunya/package.00007.html>



# 業務改善助成金の概要

令和7年度当初(15億円) + 令和7年度補正(352億円) = 367億円

事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



## 【対象事業場】

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内  
(拡充) 令和7年9月5日～令和7年度地域別最低賃金の発効日の前日までの申請分は、事業場内最低賃金が令和7年度改定後の地域別最低賃金未満まで対象

## 【助成率】

事業場内最低賃金が 1000円未満	事業場内最低賃金が 1000円以上
4/5	3/4

## 【助成対象の特例的な拡充】

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者に関し、以下の経費も助成。

- ・乗車定員7人以上又は200万円以下の乗用自動車及び貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入



## 【助成上限額】

引上げ労働者数	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)	60万円 (110万円)	90万円 (170万円)
2～3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (240万円)
4～6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)	150万円 (190万円)	270万円 (290万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)	230万円	450万円
10人以上	120万円 (130万円)	180万円	300万円	600万円

※ ( ) 書きの上限額は、事業場規模30人未満の事業者が対象。

※ 引上げ労働者数10人以上の助成上限額区分は、原材料費の高騰などの影響を受けている事業者（売上高総利益率又は売上高営業利益率が昨年と比較して3%ポイント減）又は事業場内最賃1,000円未満の場合のみ対象。

# キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局 有期・短時間労働課 (内線5268)  
職業安定局 障害者雇用対策課 (内線5868)

令和7年度当初予算額 **1,025億円 (1,106億円)** ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

うち雇用環境・均等局計上分 1,020億円 (1,101億円) うち職業安定局計上分 5億円 (5億円)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

## 2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

	コース名/コース内容	支給額 (1人当たり)	加算措置等/加算額
正社員化 支援	<b>正社員化コース</b> 有期雇用労働者等を正社員転換 (※) ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む > 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要	<b>【重点支援対象者※】</b> 有期→正規： <b>80万円</b> (60万円) 無期→正規： <b>40万円</b> (30万円) ※ a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 > 新規卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外 > 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用 上限人数：20人	<b>正社員化コース</b> ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 1事業所当たり <b>20万円</b> (15万円) ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 1事業所当たり <b>40万円</b> (30万円)
	<b>障害者正社員化コース</b> 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規： <b>90万円</b> (67.5万円) ②有期→無期： <b>45万円</b> (33万円) ③無期→正規： <b>45万円</b> (33万円)	
処遇改善 支援	<b>賃金規定等改定コース</b> 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用	① 3%以上4%未満： <b>4万円</b> (2.6万円) ② 4%以上5%未満： <b>5万円</b> (3.3万円) ③ 5%以上6%未満： <b>6.5万円</b> (4.3万円) ④ 6%以上： <b>7万円</b> (4.6万円) 上限人数：100人	<b>賃金規定等改定コース</b> ■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり <b>20万円</b> (15万円) ■昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり <b>20万円</b> (15万円)
	<b>賃金規定等共通化コース</b> 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり <b>60万円</b> (45万円) 1事業所当たり1回のみ	
	<b>賞与・退職金制度導入コース</b> 有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	1事業所当たり <b>40万円</b> (30万円) 1事業所当たり1回のみ	
年収の壁・ 支援強化 パッケージ	<b>社会保険適用時処遇改善コース</b> 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長（週当たり4時間以上等）を実施（R7年度末までの措置）	(1)手当等支給メニュー <b>50万円</b> (37.5万円) (※) (2)労働時間延長メニュー <b>30万円</b> (22.5万円) ※ 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額	
	<b>短時間労働者労働時間延長支援コース</b> 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施	<b>60万円 (45万円) &lt;75万円&gt;</b> (※) ※ 1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象	
130万の壁 対応			<b>賞与・退職金制度導入コース</b> ■両方を同時に導入した場合 1事業所当たり <b>16.8万円</b> (12.6万円)

※( )は、大企業の場合の額。<>は、小規模事業所の場合の額  
 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。  
 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、  
 ①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。  
 ※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



# 働き方改革推進支援助成金

令和7年度当初予算額 **92億円（71億円）** ※（）内は前年度当初予算額

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

## 1 事業の目的

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

## 2 事業の概要・スキーム

コース名		成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
<b>業種別課題対応コース</b> <small>（長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>	<b>建設事業</b>	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備	①～⑤の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑤：100万円（4週4休→4週8休）等
	<b>自動車運転の業務</b>	③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務は10時間以上 その他は9時間以上	①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等
	<b>医業に従事する医師</b>	⑤ 所定休日の増加 ⑥ 医師の働き方改革の推進	①～④又は⑥の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等、⑥：50万円
	<b>砂糖製造業</b> <small>（鹿児島県・沖縄県に限る）</small>	⑦ 勤務割表の整備	①～④又は⑦の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑦：350万円
	<b>その他長時間労働が認められる業種</b>		①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等
<b>労働時間短縮・年休促進支援コース</b> <small>（労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>		① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①～③の何れかを1つ以上 ①：150万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円
<b>勤務間インターバル導入コース</b> <small>（勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）</small>		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円
<b>団体推進コース</b> <small>（傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）</small>		事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円（複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は1,000万円）

- **助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）**：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和）、⑥人材確保に向けた取組  
（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）

※1 賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に6万円～最大60万円加算（5%以上（24万円～最大240万円加算）7%以上（36万円～360万円加算））。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合の加算額は2倍。

※2 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

令和7年度当初予算額 **545億円（645億円）** ※（ ）内は前年度当初予算額

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスクリング支援コース 444億円（573億円）

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

## 1 事業の目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「能開法」という。）第12条に規定する職業能力開発推進者を選任し、かつ、能開法第11条に規定する事業内職業能力開発計画及び当該計画に基づく職業訓練実施計画等に基づき、職業訓練又は教育訓練の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主等に対して助成を行うことにより、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、もって企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

### 見直しの概要

○非正規に係る訓練機会を増加させるため、人材育成訓練の非正規助成率を60%→70%に引き上げる。

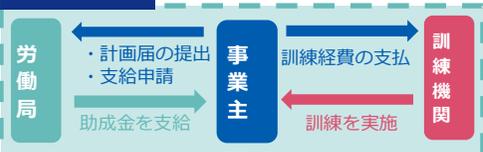
また、正社員化による高率助成を有期実習型訓練に限定し、正社員化を支給要件とし、助成率を75%に引き上げる。

○賃金助成を960円から1,000円、760円から800円、380円から400円、480円から500円に引き上げる。

コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外		
			OFF-JT		OJT
			経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）		正規:45(30)% 非正規:70%	800(400)円/時・人	-
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練	企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練）	45(30)%		最低6か月 20(11)万円/人
		非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練）（ <u>正社員化要件</u> ）	75%		最低2か月 10(9)万円/人
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合		30万円 ※制度導入助成	-	-
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000(500)円/時・人	-
		成長分野	75%	1,000円/時・人 ※国内大学院	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練（OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練）		60(45)%	800(400)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
	定額制訓練		60(45)%	-	-
	自発的職業能力開発訓練		45%	-	-
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	1,000(800)円/時・人 ※有給時	-
短時間勤務等		20万円 ※制度導入助成	-	-	
事業展開等リスクリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練		75(60)%	1,000(500)円/時・人	-

※ 各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合などに経費助成率を15%加算。

### スキーム



令和7年度当初予算額 20億円 (35億円)<sup>(※1)</sup> ( )内は前年度当初予算額

労働特会			子会特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

## 1 事業の目的

人口減少下において労働力不足が生ずることが懸念されている中で、建設、介護分野等において人材不足が顕著となっている。人材を確保するためには、「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組みに対する助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

実施主体：都道府県労働局

### I 中小企業団体助成コース

- ✓ 改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が構成中小企業者のために、人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成する。
- ✓ 助成額は、中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給（上限額 600～1,000万円）する。

### II 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース（受付再開・見直し）【制度要求】

- ✓ 雇用管理制度（賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）の導入・実施や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、従業員の職場定着に取り組む事業主に対して助成する。
- ✓ 助成額は、離職率要件を達成した場合に、雇用管理制度は1制度導入につき20万円又は40万円<sup>(※2)</sup> ずつ支給（上限額80万円）し、雇用環境整備は機器等の導入に要した経費の1/2（上限額150万円）を支給する。

(※2) 賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度は40万円

さらに、賃上げ要件（5%以上）を満たした場合は、各支給額の25%分を上乗せ支給する。

(※) 人事評価改善等助成コースは、雇用管理制度・雇用環境整備助成コースの「雇用管理制度（人事評価制度）」として統合する。

III 建設キャリアアップシステム等活用促進コース

IV 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

V 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

VI 外国人労働者就労環境整備助成コース

VII テレワークコース

※1 令和7年度予算案の額及び令和6年度予算額には、III～VIIのコースを含めない。

# 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

令和7年度当初予算額 137億円 (143億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

## 1 事業の目的

- 特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。
- 就職困難者について、デジタル等の成長分野への労働移動支援を行うほか、賃上げを伴う労働移動等の実現のため、一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動を希望する者を雇い入れる事業主に高額助成を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### ① 成長分野メニュー

成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。

### ② 人材育成メニュー

就労経験のない職業※1に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成※2を行ったうえで賃金引き上げ※3を行う事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。

※1 ①の成長分野以外も対象。

※2 50時間以上の訓練などが対象。

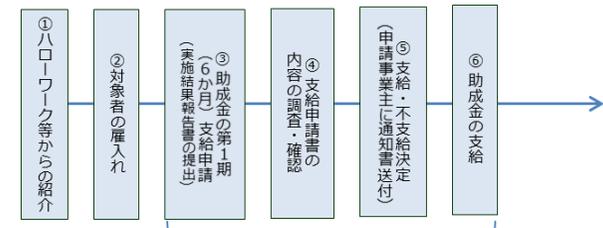
※3 雇入れから3年以内に5%以上の賃金引き上げが必要。

## 3 実施主体等

実施主体：国

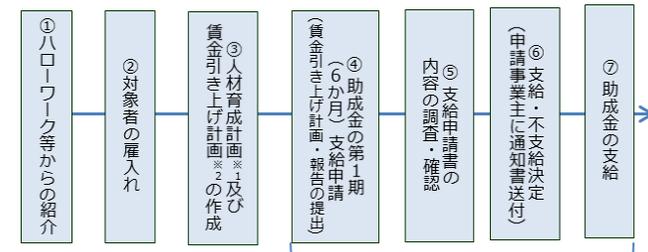
事業実績：支給決定件数（令和6年度）844件

### ① の支給までの流れ



※第2～6期支給申請も同様の手続きが必要

### ② の支給までの流れ



※第2～6期支給申請も同様の手続きが必要

※1 対象者の雇入れ後、助成対象期間内に訓練を実施することが必要

※2 「賃金引き上げ計画」の計画期間（最大3年）終了後の「報告書」の提出をもって高額支給

# 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）

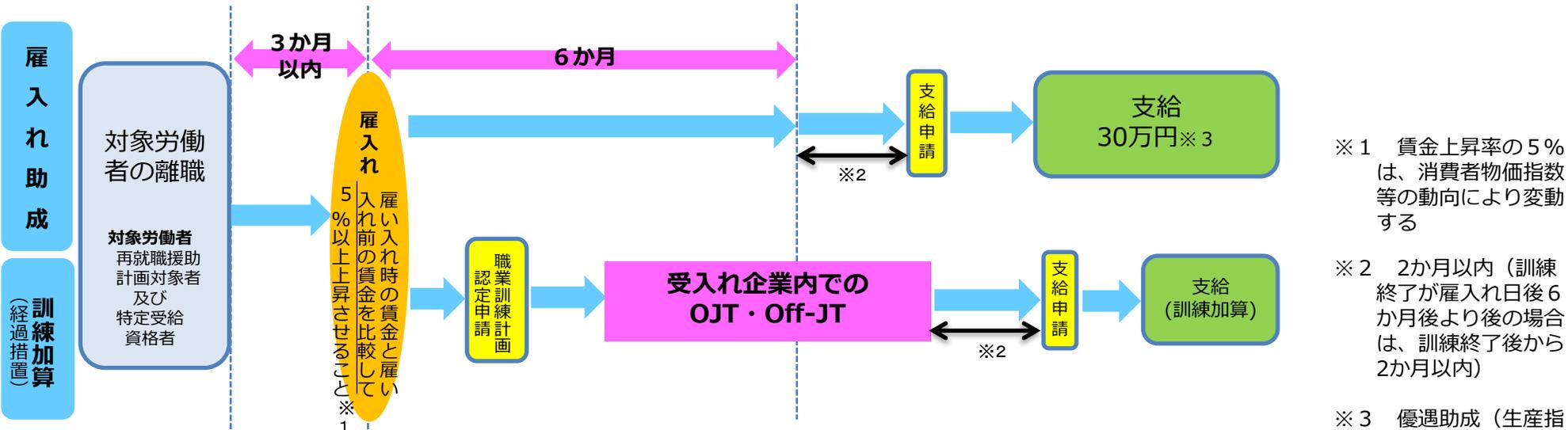
令和7年度当初予算額 **34億円**（89億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

## 1 事業の目的

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期（離職後3か月以内）に、期間の定めのない労働者として雇い入れたうえで、雇入れ前の賃金と比して5%以上上昇させた事業主に対して助成。  
また、雇入れ後に訓練を実施した場合、その費用の一部を上乗せ助成（経過措置）。 令和5年度実績（支給対象者数）：1,389人

## 2 事業の概要・スキーム



※1 賃金上昇率の5%は、消費者物価指数等の動向により変動する

※2 2か月以内（訓練終了が雇入れ日後6か月後より後の場合は、訓練終了後から2か月以内）

※3 優遇助成（生産指標等により一定の成長性が認められる企業が、再就職援助計画対象企業のうち事業再編等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合の助成）は40万円

### 【助成額】

雇入れ助成		通常の助成		優遇助成※3	
		30万円		40万円	
訓練加算 (経過措置)	OJT実施助成		20万円(11万円)		
	Off-JT	実施助成	960円(480円)/時		1,060円(580円)/時
		経費助成	上限	10～99h 15(10)万円 100～199h 30(20)万円 200h～ 50(30)万円	上限

※ 括弧内の数値は、中小企業以外

# 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）

令和7年度当初予算額 72百万円（3.3億円） ※ ()内は前年度当初予算額

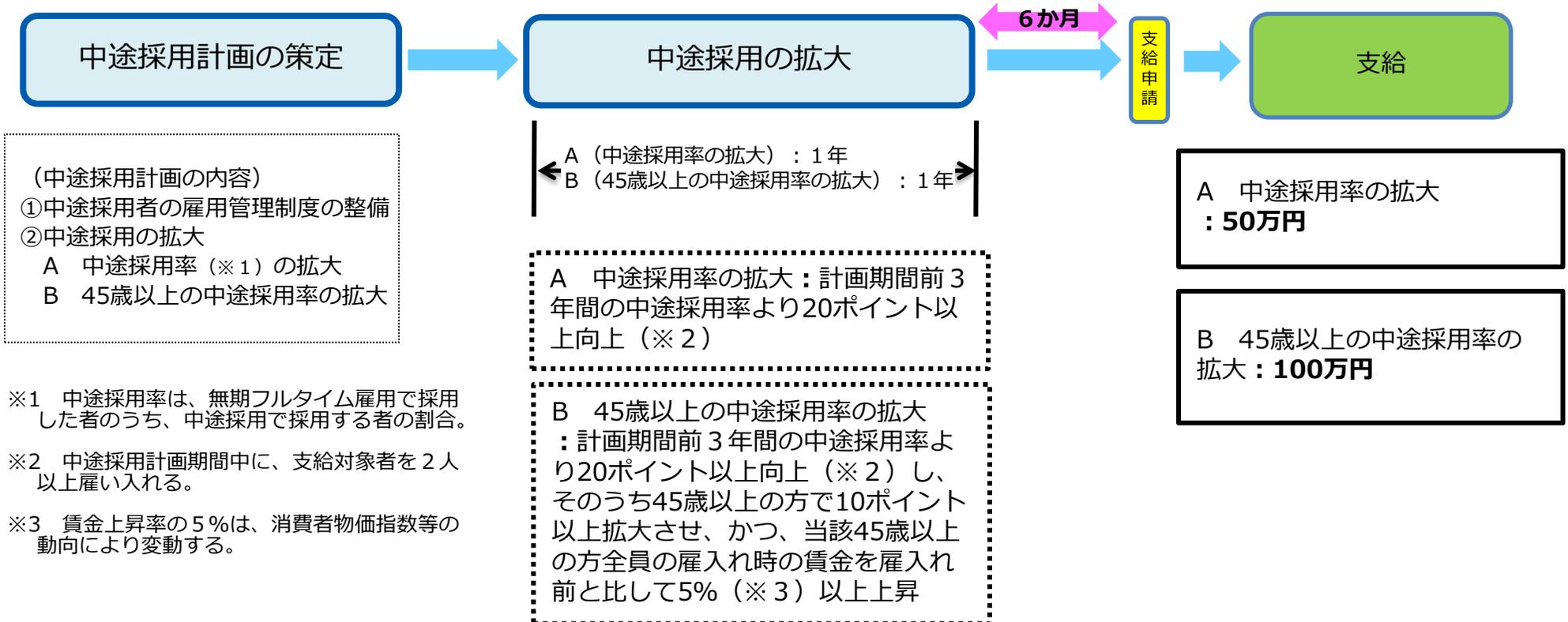
労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

## 1 事業の目的

中高年齢者等の多様な就労機会の確保や賃金上昇による分配強化を図るため、中途採用の拡大と賃金上昇等を行う事業主に対して助成し、転職・再就職者の採用機会の拡大を図る。

令和5年度実績(支給対象事業所数):34事業所

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体



# 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

令和7年度当初予算額 5.5億円 (87億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

## 1 事業の目的

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要

### ○助成内容

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%（※）以上上昇させた事業主（出向元）に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成

※ 賃金上昇率の5%は、消費者物価指数等の動向により変動する。

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,635円／1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円)	
支給対象期間	1か月～1年間	

## 3 想定される活用事例

- DXを目指す企業がIT企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得
- 自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりにおける品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

## 4 事業スキーム

### ○助成金支給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との契約  
労働組合などとの協定  
出向予定者の同意



労働局・ハローワークに出向計画届  
(スキルアップ計画を含む) 提出



在籍型出向の実施



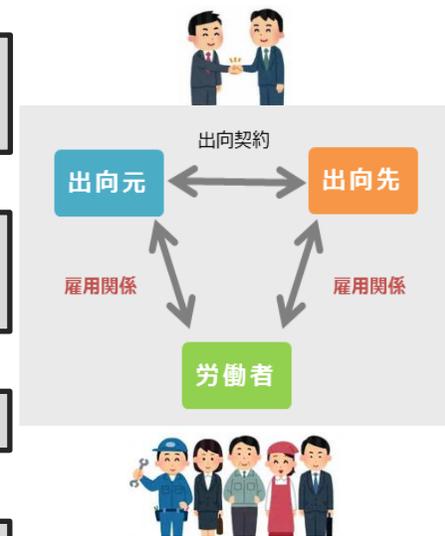
復帰（賃金上昇）



労働局・ハローワークに支給申請



助成金受給



# 環境省

# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 6,700百万円（3,820百万円）（※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担）】  
【令和7年度補正予算額 4,800百万円】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

## 2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）**
  - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
  - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
  - ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- (2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）**
  - ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
  - ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
  - ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- (3) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）**
- (4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）**
- (5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）**
  - ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
  - ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
- (6) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）**

## 3. 事業スキーム

- 事業形態
  - 委託先及び補助対象
  - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ



### 施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及



# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）



業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

## 1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

## 2. 事業内容

### ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

### ② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

- ◆ 補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。

- ◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

- ◆ 採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等

### ③ 業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

- ◆ 補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（①②2/3～1/6（延べ面積に応じて上限3～5億円）③1/2（上限100万円））
- 補助対象：地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4
- 実施期間：令和5年度～令和10年度

## 4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等 以外※1	事務所等 ※2	事務所等 以外	事務所 等
2,000㎡ 未満	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	1/2	1/4
	ZEB Ready	対象外	対象外	対象外	対象外
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
10,000㎡ 以上	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
	ZEB Oriented	1/4	対象外	対象外	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く。（建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区も対象）

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外



## 業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- ・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。
- ・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。

### 2. 事業内容

#### (1) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

- 主な要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/2～1/3

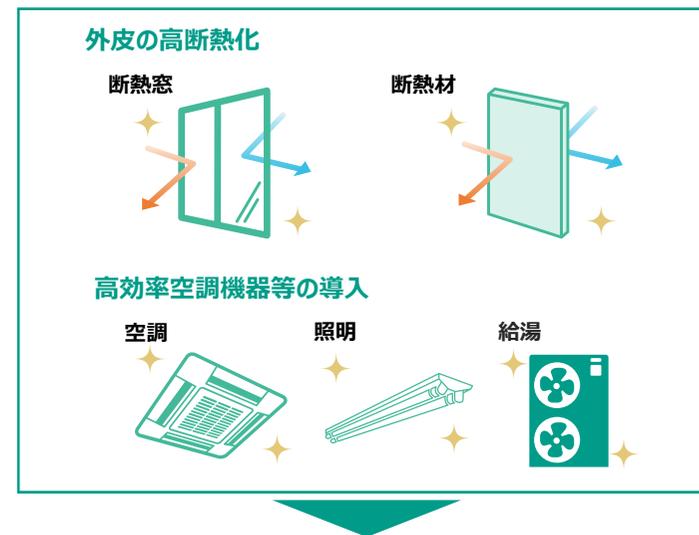
#### (2) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業
- 補助対象 : 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 : 令和5年度～

### 4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

# 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和8年度予算（案） 5,786百万円（2,786百万円）】  
【令和7年度補正予算額 3,500百万円】



中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

## 2. 事業内容

- ① **省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）**  
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。

※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外  
※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む

- ② **DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）**  
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。
- ③ **工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）**  
効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

## 3. 事業スキーム

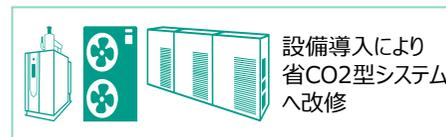
- 事業形態：①②間接補助事業（補助率：1/3、3/4）、③委託事業
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ

### ① 省CO2型システムへの改修支援事業

補助事業の実施

補助事業の効果



設備導入により  
省CO2型システム  
へ改修



- 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果が見える化
- CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信

### ② DX型CO2削減対策実行支援事業



データにより設備稼働の  
現状・課題を見える化

- ▶ 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減
- ▶ データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減